

ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件についての検討に関する  
電波利用環境委員会での主な意見

- 無線機器に接続される通信線や電源線への伝導又は放射についても、CISPRの範囲と同様の範囲を検討対象に含めてほしい。
- 生体に関する検討については、WPT 作業班では電波防護指針への適合性のみを検討対象とする。生体の安全性に関する法的位置付けについては、電波法第 100 条の高周波利用設備の設置許可の中で無線局の安全施設の条文を準用することになっているので、同様に準用していく。
- 検討対象の範囲は、2015 年実用化を目指すシステムに限る。例えば、レーザーによる電力伝送技術やペースメーカー等の医療機器へのワイヤレス電力伝送は、2015 年実用化の対象ではないため、今回の検討の対象外。
- 家電用 WPT の希望周波数帯である 6.78MHz については、日本国内では明確に ISM バンドとはしていない。この周波数帯で既に割り当てられている無線局との共存を図るため、許容値について検討していく。
- IH の規格は、以前は CISPR11 にあったが、CISPR14 に移行した。しかし、ワイヤレス電力伝送に関する規格は CISPR11 を適用するようという動きがある。おそらく EV 向けの許容値は CISPR11 を参照し、家電向けは CISPR14 が対象になると思われる。
- 我々は CISPR と整合していなければいけないが、CISPR 規格が出来るのを待っていて国内での規格化に遅れが出てしまう場合は、国内で審議した規格を CISPR に提案していくことが望ましい。
- CISPR の運営委員会では、CISPR/B の動きに同調して、CISPR/F (家電機器) や CISPR/I (マルチメディア機器) にも拡大してはどうかという議論があり、CISPR/B で配付された文書と同様な文書を CISPR/F 議長と CISPR/I 議長が作成中であり、間もなく意見照会があるだろう。それを受けて 10 月から CISPR/F 及び CISPR/I でも検討が始まると思われる。CISPR/I では 6GHz までの測定法と許容値が決まっており、機器によって測定法の変更や許容値を緩和することは原則としてあり得ないため、その許容値が WPT にも適用されると考えられる。

以上